

1-1 会社法総則

1【総 論】

会社法は、第1編第1章において会社についての通則を定め、さらに、旧商法の総則規定から会社に関連する部分を分離して、第1編第2章から第4章に規定している。

このため、会社法第1編第2章から第4章までの規定の内容は、通用対象が原則として会社に限定されていることを除けば、ほとんど商法総則の規定の内容と同じである。

2【通 則】

1. 会社法の趣旨(会法1、会法2)

会社法は、第1条で会社の設立、組織、運営および管理に関する基本法であることを明確にし、第2条で用語の定義を行っている。

2. 会社の法人性と住所(会法3、会法4)

会社は民法に規定する法人であり、その住所は本店の所在地にあるものとする。

4. 会社の行為の商行為性(会法5)

会社(外国会社を含む。)が「その事業としてする行為およびその事業のためにする行為」は、商行為であるとされている。

⇒ 会社の行為には、商法の商行為に関する規定が適用される。

3【会社の商号】

1. 会社の商号(会法6①)

会社は、その名称を商号とする。

2. 会社の商号の制限(会法6②③)

会社は、株式会社、合名会社、合資会社または合同会社の種類に従い、それぞれその商号中に株式会社、合名会社、合資会社または合同会社という文字を用いなければならず、その商号中に他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

※ 会社の種類により社員の責任や業務執行機関が異なることから、第三者の保護を図るべくどの種類の会社なのかを明らかにさせている。

3. 会社商号の不当使用の制限(会法7)

会社でない者は、その名称または商号中に、会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

※ 個人企業が会社企業のような外観をとることを防止して、第三者の保護を図るものである。

4. 他の商人と誤認させる名称等の使用の禁止(会法8)

商法12と同一の内容の規定である。

5. 名板賃の規制(会法9)

商法14と同一の内容の規定である。

4【会社の使用人等】

会法10から会法20の規定は、商業使用人および代理商に関する商法規定(商法20から商法31)と、実質的に同じ内容の規定である。

※ 会社法総則では、「事業」「本店又は支店」という文言を使用しているのに対し、商法総則では、「営業」「営業所」という文言を使用している。

5【事業の譲渡】

会社法総則と商法総則の適用関係は、以下のとおりである(会法24)。

譲渡人 譲受人	会 社 (会法21)	商 人 (商法16)
会 社 (会法22、会法23)	会法21、会法22、会法23	商法16、会法22、会法23
商 人 (商法17、商法18)	会法21、商法17、商法18	商法16、商法17、商法18

会社法の第21条、第22条および第23条は、商法第16条、第17条および第18条と、実質的に同じ内容の規定である。

6【資本金に関する三原則とその具体例】

1. 資本充実の原則

(1) 定義および趣旨

資本充実の原則とは、資本金の額に相当する財産が現実的に会社に出資されなければならないとする原則であり、会社財産の確保がその趣旨である。

(2) 具体例

① 募集株式の引受人からの相殺禁止(会法208③)

② 出資する金銭の全額の払込み、金銭以外の財産の全部の給付の要求

(会法34①、会法63、会法208①②)

③ 現物出資等の厳格な調査(会法28、会法33、会法46、会法87②、会法93、会法94、会法96)

④ 仮装払込の防止(会法34②、会法63、会法64)

⑤ 資本充実責任(会法52、会法213)

⑥ 配当等の制限(会法461)

⑦ 準備金の設定(会法445③④)

2. 資本維持の原則

(1) 定義および趣旨

資本維持の原則とは、資本金の額に相当する財産が会社に保有されなければならないとする原則であり、会社財産の確保がその趣旨である。

3. 資本不変の原則

(1) 定義および趣旨

資本不変の原則とは、一旦定められた資本金の額は自由に減少させてはならないとする原則であり、資本維持原則の潜脱防止がその趣旨である。

(2) 具体例

資本金の額の減少に関して、原則として株主総会の特別決議と債権者保護という厳格な手続(会法447、会法449、会法828①五、会法828②五)

## 1-2 会社の概念

## ①【会社の意義】

会社とは、会社法の規定によって設立された営利目的の法人である。設立される会社は4類型あるが、いずれにおいても会社といえるためには、「法人」と「営利性」の2つの要件を具備していなければならない。

なお、営利とは、対外的な活動によって利益を得、その利益を社員に分配することをいう。

※ 会社法において会社を「営利」法人と定めていない理由は、会社の株主や社員には利益配当請求権(会法105①一、会法621①)や、残余財産分配請求権(会法105①二、会法666)が認められていることは明らかであり、会社が対外的活動を通じて獲得した利益を社員に分配することを意味する「営利を目的とする」という用語を用いる必要がないからである。

## ②【法人性(会社の目的と権利能力)】

## 1. 法人制度

## (1) 定義

法人とは、自然人でなくして権利・義務の帰属主体たる地位(法人格)を有するものである。

## (2) 趣旨

会社は自然人と同様の社会活動を営み社会的にもその存在が認められている以上、自然人と同様に扱うことが社会の現実に合致するうえ、会社に法人格がない場合と比較して法律関係の簡易・迅速な処理が可能になるので、自然人でない団体に法人格を付与することにした。

## (3) 効果

社団の対外的活動から生じた権利・義務は、社員ではなく法人に帰属し、法人に対して効果が生じる財産上の行為も法人の機関が行う。

## 2. 会社の権利能力

会社は全て法人格を有するから、自ら権利を取得し義務を負担することができる。しかし、自然人とは異なる以上自然人が享有する全ての権利を同じように享有できるわけではなく、会社の権利能力には、以下の制限が課される。

## (1) 性質による制限

自然人だけを前提にしている権利・義務の主体たることはできない。

ex. 生命・身体に関する人格権や民法上の親族・相続に関する権利は取得できない。

## (2) 法令による制限

法令によって法人格を付与されたのだから、法令による制限に服しなければならない。

ex. 清算中の会社の権利能力は清算目的に限定される(会法476)。

## (3) 定款目的(会法27一)による制限

会社は定款所定の目的を達成するために法によって法人格を付与されたのだから、定款目的の範囲外の事項については権利義務の帰属主体たりえない(民43類推適用)。

⇒ 「定款目的達成に必要な有益な範囲内」

また、社員も定款目的達成のために出資している以上、それ以外の行為について資金が利用されるとすればその期待に反することになってしまう。

## 【最高裁昭和45年6月24日判決】

「会社は定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有するが、目的の範囲内の行為とは定款に明示された目的自体に限局されるのではなく、その目的を遂行する上に直接または間接に必要な行為であれば全てこれに包含される。」「会社による政治献金の寄付は、客観的・抽象的に会社の社会的役割を果たすためになされたと認められる限り、会社の権利能力の範囲内の行為である。」

## ③【会社の法人性(法人格否認の法理)】

## 1. 定義

法人格否認の法理とは、法人格の独立性を前提とした形式的取扱いが不当な結論を導く場合に、当該具体的事例において法人格を否定して具体的に妥当な結論を導く理論である。

## 2. 趣旨

そもそも法人格は社会的に存在する団体を評価し、権利主体として認めるに値する場合に立法政策的に付与されるものである。したがって、特定の会社が権利主体として認めるに値しない場合は、法人格を否認することが許されるはずである。

## 3. 根拠

法人格否認の法理に関して直接規定した条文は存在しないが、法人格の独立性を定める3条が、民法1条3項により制限されると解される。

## 4. 問題点

法人格否認の法理はその適用に関し慎重でなければならない。なぜなら、根拠が一般条項にある以上、適用に関する裁量の範囲が広く法的安定性を害するおそれがあるからである。

## 5. 要件

法人格否認の法理の適用には慎重でなければならない。その適用には以下のような要件を満たさなければならない。

## (1) 形骸化事例

## ① 支配の要件

会社の背後にいる者が完全に会社を支配していること

## ② 法人格無視の諸徴表

会社財産と個人財産の混同、会計区分の欠如など。株主総会・取締役会の不開催も含まれる。

## (2) 濫用事例

## ① 支配の要件

会社が社員により意のままに道具として支配されていること

## ② 目的の要件

実質上会社を支配している者が違法・不正な目的を有すること

## 6. 効果

法人格否認の法理が適用されると、その事案に限り法人格が否定される。したがって、法人格を否認する判決、会社の解散命令(会法824)や設立無効判決(会法828①一)と異なり、対世効はない。

## &lt;具体例&gt;

① 競争禁止義務(会法356①)等の不作為義務を負担する者が、全社を利用して義務の潜脱を試みる場合に、株主・会社の法人格の区別を否定し義務の負担者を拡張する場合。

② 倒産の危機にある会社が、強制執行免脱・財産隠匿等の目的で新会社を設立して財産を移転し、業務を継続する場合に、新旧両会社の法人格の区別を否定し、旧会社の債権者の新会社に対する請求を認める場合。

## 【最高裁昭和44年2月27日判決】

社団法人において、法人格が全くの形骸にすぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するために濫用される場合には、法人格を否認すべきことが要請される。

### 1-3 会社の意義と特色

#### 1 【各種会社の定義】

##### 1. 株式会社(会法104)

株式会社とは、社員の地位が株式と呼ばれる細分化された割合的単位の形をとり、その株主が会社に対し自己が保有する株式の引受価額を限度とする出資義務を負うだけで、会社債権者に対しては何らの責任も負わない会社である。

##### 2. 合名会社(会法576②)

合名会社とは、直接無限責任社員のみからなる会社である。

##### 3. 合資会社(会法576③)

合資会社とは、直接無限責任社員と直接有限責任社員の双方からなる会社である。

##### 4. 合同会社(会法576④)

合同会社とは、間接有限責任社員からなり、内部関係については民法上の組合と同様の規律が適用される会社である。

#### 2 【株 式】

##### 1. 定義および趣旨

株式とは、細分化された割合的単位の形をとる株式会社の社員たる地位である。零細な資金しか有しない者にも出資してもらうために、細分化の形をとっている。

##### 2. 割合的単位化の根拠

(1) 社員の地位から個性を喪失させ、会社・株主間の法律関係を簡易に処理できるようにする。

(2) 社員の地位から個性を喪失させることによって、社員の地位の円滑な譲渡も可能になり、投下資本回収が容易となる。

#### 3 【有限責任】

##### 1. 定義および趣旨(会法104)

株主有限責任の原則とは、株主は会社に対しその有する株式の引受価額を限度とする出資義務を負うだけで、会社債権者に対しては何らの責任も負わないという原則である。

※ 株式引受人が株主となるのは、

① 設立時であれば設立登記の時(会法49)

② 募集株式の募集時であれば出資の履行をなすべき期日(会法209)

(期間を定めたときはその期間内で、出資の履行をした日)

である。したがって、株主は株主となった時点で全ての出資の履行を終了しているから、株主有限責任とは、厳密には、株式引受人有限出資責任の原則といえる。

これは株式会社の根幹に関わるため強行法規であり、定款や総会の決議でも覆すことはできない。

#### 4 【資本金制度】

##### 1. 定 義

資本金とは、会社財産確保の基準となる一定の計算上の金額である。

##### 2. 趣 旨

会社債権者を保護するためである。即ち、株主の責任が有限である以上、債権者の担保となるのは会社財産だけである。そこで、会社財産確保の基準となる資本金を設けて債権者を保護しようとしたのである。

##### 3. 算定方法(会法455)

原則として、設立または株式の発行に際して株主となる者が株式会社に払込みまたは給付した財産の額であるが、この払込みまたは給付した財産の額の1/2を超えない額は資本金に組み入れないことができる。なお、この部分の金額は、資本準備金となる。

※ 資本金制度は有限責任と密接に絡むが、株式会社の特色ではない。なぜなら、資本金制度は株主有限責任の結果に鑑みて政策的に生み出された制度だからである。